

令和3年度

第2回定例農業委員会会議録

令和3年5月20日 開催

令和3年5月20日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和3年度 第2回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第6号

令和3年度 第2回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和3年5月20日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和3年5月14日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和3年5月20日 午前 9時00分

閉会 令和3年5月20日 午前 10時55分 (会期1日)

第1日目 (5月20日)

出席委員 19名

1番	中添 文彦	8番	大野 翔平	15番	藤重 英子
2番	石丸 俊一	9番	細谷 美一	16番	笹川 武義
3番	森 健人	10番	谷本 利信	17番	滝川 廣男
4番	渡辺 玲子	11番	藤滝 健造	18番	三好 光春
5番	井上 博司	12番	本井 伸一	19番	福家 功
6番	川西 正廣	13番	佐藤 裕子		
7番	松本 文男	14番	三好 満		

農地利用最適化推進委員 2名参加

陶 福家 重夫、 羽床 長尾 芳則

議事録署名委員

5番 井上 博司 委員、 6番 川西 正廣 委員

欠席

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 主査 渡邊 宏樹 主任主事 岩部 有起

傍聴人 0人

## 議事日程

令和 3 年 5 月 20 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 6 議案第 4 号 農地中間管理事業法第 19 条 2 項【農地利用集積計画一括方式】について
- 第 7 議案第 5 号 令和 2 年度の活動点検・評価及び令和 3 年度の目標・活動計画について

令和 3 年 5 月 農業委員会議事録

午前 9 時 00 分 開会

職務代理

みなさま、おはようございます。定刻が参りましたので、ただいまから令和 3 年度第 2 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶お願いいたします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いいたします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第 4 条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長、議事進行をお願いいたします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の農業委員出席者は、19 名です。会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、5 番 井上 博司 委員、6 番 川西 正廣 委員を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第 1 号議案について、事務局より説明願います。

事務局

農地法第 3 条の規定による許可申請について、説明致します。今月は、1 件です。

議案第 1 号-1

地 図：

権利等： 所有権移転 無償生前贈与

申請地：

譲渡人：

譲受人：

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人より後継者への生前贈与を行いたいという考えがあり、譲受人が世帯内一括贈与を受けるものです。

譲受人の経営面積は 9,039 m<sup>2</sup>であり、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、今まで通り水稻です。

譲受人の農作業歴としては、37年、農作業の従事日数は、120日で、機械の所有状況については、トラクター1台、コンバイン1台、耕運機2台、田植機1台、軽トラック1台、納屋45.12 m<sup>2</sup>を所有しています。また、今まで通り水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は25 km、車で40分程度ですがこれまでも譲渡人とともに営農している農地であるため、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、今月は1件の申請です。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第1号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第2号について事務局より説明を願います。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請について、説明します。今月は4件です。

5条申請

議案第2号-1

地図・図面：

権利設定： 使用貸借権の設定

申請地：

地種： 第3種農地（第二種低層住居専用地域）

併用地： なし

譲渡人：

譲受人：

用途： 一般個人住宅

施設の概要： 住宅2階建1棟 62.93 m<sup>2</sup>

申請事由： 非農家自己住宅

説明：【理由】 申請人は、現在町外で借家暮らしですが、結婚を機に借家が手狭となったため祖父の所有する土地で、将来子供の面倒を看てもらえ、親の介護の可能な距離で、分家住宅の建設を計画したため、申請に及んだものです。

【資金】 土地代 0万円 造成費 200万円、建築費 3,200万円

自己資金 0万円、借入金 3,400万円

【期間】 令和3年7月1日（許可後）～令和4年6月30日

【造成】 花崗土による盛土 H=0.47m、コンクリート擁壁 H=0.80m

【排水】 雨水：溜枡を設置し東側町道側溝へ排水、 汚水：合併浄化槽設置

【水利】

【他法令許可】 町道排水工事承認協議中

【隣接同意】 該当なし

#### 議案第 2 号-2

地図・図面：

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地：

地 種： 第 2 種農地

併用地： なし

譲渡人：

譲受人：

用途： 再エネ発電設備

施設の概要： 太陽光パネル平屋建 6 基 (256 枚) 425.37 m<sup>2</sup>、引込柱 1 本 0.01 m<sup>2</sup>  
合計 425.38 m<sup>2</sup>

申請事由： 太陽光発電施設

説明：【理由】 申請人は、に主たる事務所を置き、平成 25 年に設立、太陽光発電システムの販売、設置、その周辺機器の企画、開発、製造などを主に営む法人です。発電事業及び電力その他のエネルギーの供給に関する事業、売電事業も行っています。現在、などでパネルを設置しており、連携稼働中です。

申請人が発電事業の規模拡大を考えていたところ、高齢で管理が出来ずに休耕地となっており、後継者もなく苦慮していた譲渡人と、面積、日照時間等環境も整っていることから、意向が合致したため、申請に及んだものです。

【資金】 土地代 100 万円 造成費 200 万円、建築費 800 万円  
自己資金 1,100 万円、借入金 0 万円

【期間】 令和 3 年 7 月 10 日～令和 3 年 12 月 31 日

【造成】 花崗土による盛土・切土 なし、 コンクリート擁壁 なし

【排水】 雨水：自然浸透、汚水：なし

【水利】

【他法令許可】 該当なし

【隣接同意】

【経産省認定】 あり

#### 議案第 2 号-3

地図・図面：

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地：

地 種： 第 2 種農地

併用地： なし

譲渡人：

譲受人：

用途： 再エネ発電設備

施設の概要： 太陽光パネル平屋建 13 基 (340 枚) 553.14 m<sup>2</sup>、引込柱 1 本 0.01 m<sup>2</sup>  
合計 553.15 m<sup>2</sup>

申請事由： 太陽光発電施設

説明：【理由】 申請人は、[redacted] に主たる事務所を置き、平成 25 年に設立、太陽光発電システムの販売、設置、その周辺機器の企画、開発、製造などを主に営む法人です。発電事業及び電力その他のエネルギーの供給に関する事業、売電事業も行っています。現在、[redacted] などでパネルを設置しており、連携稼働中です。

申請人が発電事業の規模拡大を考えていたところ、高齢で管理が出来ずに休耕地となっており、後継者もなく苦慮していた譲渡人と、面積、日照時間等環境も整っていることから、意向が合致したため、申請に及んだものです。

【資金】 土地代 100 万円 造成費 200 万円、建築費 950 万円  
自己資金 1,250 万円、借入金 0 万円

【期間】 令和 3 年 7 月 10 日～令和 3 年 12 月 31 日

【造成】 花崗土による盛土・切土 なし コンクリート擁壁 なし

【排水】 雨水：自然浸透、汚水：なし

【水利】 [redacted]

【他法令許可】 該当なし

【隣接同意】 [redacted]

【経産省認定】 あり

#### 議案第 2 号-4

地図・図面：

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地：

地 種： 第 2・3 種農地

併用地：

合計 438.69 m<sup>2</sup>

譲渡人：

譲受人：

用途： 流通業務等施設

施設の概要： 倉庫 2 階建 1 棟 3,432.37 m<sup>2</sup>

申請事由： 配送センター

説明：【理由】 申請人は、[redacted] に主たる事務所を置き、平成 26 年に設立、資本金 1

00万円で、倉庫業を主に営む法人です。

在庫管理から出荷までを行う配送センターを[ ]に所有していますが、自社販売製品を取り扱うプライベート倉庫としても利用しており、取扱量は増加しており、現在の倉庫では業務に耐えられない状況になりつつあります。

申請者の代表取締役は、ネット販売で[ ]まで全国の飲食に携わる店へ冷凍食品を販売する法人も所有しております。

配送については、[ ]の配送ネットワークを利用しています。

[ ]では、さらなる事業規模拡大を計画し、物流の拠点となる倉庫を新設する計画で、[ ]で高速道路のインターに近く、さらに業務の中で利用する[ ]の拠点からも近くなることでサービスの向上が図られるとして本申請地を選定し申請に及んだものです。

【資金】 土地代 8,500万円 造成費 8,500万円、建築費 45,000万円

自己資金 0万円、借入金 62,000万円

【期間】 令和3年12月10日～令和4年12月9日

【造成】 花崗土による盛土 H=1.24m（最大）

コンクリート擁壁 H=2.20m（最大）

【排水】 雨水：溜枡を設置し南及び北側水路へ排水、汚水：公共下水道へ接続

【水利】 [ ]

【他法令許可】 開発協議、国道協議、法定外協議など

【隣接同意】 [ ]

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長

議案第2号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第3号についてです。なお、案件第3号及び9号に笹川委員に関する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【退室】

議長

それでは事務局より説明を願います。

事務局

はい。第3号案件及び9号案件について、説明します。

P.5及びP.8をご覧ください。

議案第3号-3

所在： [ ]

利用権： 使用貸借権


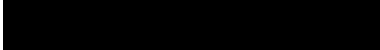

貸付人： [ ]

借受人： [ ]



借受人経営面積： 22,899 m<sup>2</sup>  
利用目的： 麦  
期間： R3.6.1～R9.5.31 (6年間)

議案第3号-9

所在：   
利用権： 賃貸借権  
貸付人：   
借受人：   
借受人経営面積： 22,899 m<sup>2</sup>  
利用目的： 水稲・麦  
賃料： 年間10a当り5,000円  
期間： R3.6.1～R8.5.31 (5年間)  
以上、審議のほどよろしくお願ひします。

議長

案件第3号及び9号につきまして、何か質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第3号の、案件第3号及び9号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。笹川委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第10号に井上委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いいたします。

【 退室 】

議長



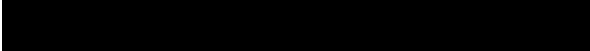
それでは、事務局より説明を願ひます。

事務局

はい。第10号案件について、説明します。

P.8をご覧ください。

議案第3号-10

所在：   
利用権： 賃貸借権  
貸付人：   
借受人： 

借受人経営面積： 162,196 m<sup>2</sup>  
利用目的： 水稲・麦・野菜  
賃料： 年間 10 a 当り米 30 kg  
期間： R3.6.1～R9.5.31 (6 年間)  
以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第 10 号につきまして、何か質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 3 号の、案件第 10 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。井上委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.4～P.12 をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。

契約件数： 13 件 合計 21,314 m<sup>2</sup>

内訳

新規契約： 1～2 番 2 件 2,865 m<sup>2</sup>

更新契約： 4～8 番、11～16 番 13 件 18,449 m<sup>2</sup>

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第 3 号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 4 号についてです。なお、案件第 1 号から 13 号に藤滝委員に関する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。第1号から13号案件について、説明します。

P.13～P.19をご覧ください。

契約件数： 13件 (24筆) 合計 48,785 m<sup>2</sup>

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積： 152,203 m<sup>2</sup>

利用目的： 水稲・麦・野菜

賃料： 年間10a当り14,000円

期間： R3.6.1～R9.5.31 (6年間)

以上審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第1号から13号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第4号の、案件第1号から13号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。藤滝委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第17号及び18号に三好満委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。第17号案件及び第18号案件について、説明します。

P.21～P.22をご覧ください。

議案第4号-17

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積： 122,628 m<sup>2</sup>  
利用目的： 水稲・麦・野菜  
賃料： 年間 10 a 当り 5000 円  
期間： R3.6.1～R9.5.31 (6 年間)

議案第 4 号-18

所在： [REDACTED]  
利用権： 賃貸借権  
貸付人： [REDACTED]  
借受人： [REDACTED]  
転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構  
借受人経営面積： 122,628 m<sup>2</sup>  
利用目的： 水稲・麦・野菜  
賃料： 年間 10 a 当り 5000 円  
期間： R3.6.1～R9.5.31 (6 年間)

以上審議のほどよろしくお願ひします。

議長

案件第 17 号及び 18 号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 4 号の、案件第 17 号及び 18 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。三好委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.19～P.27 をご覧ください。

契約件数：	13 件	合計	23,873 m <sup>2</sup>
新規契約：	19 番～28 番	10 件	21,478 m <sup>2</sup>
更新契約：	14 番～16 番	3 件	2,395 m <sup>2</sup>
変更契約：	なし		

貸付先としましては、14 番～16 番を [REDACTED] へ、19 番～20 番を [REDACTED] へ、21 番及び 25 番を [REDACTED] へ、22 番、24 番、27 番～28 番を [REDACTED]

へ、23番を[ ]へ、26番を[ ]へ貸し付けるものです。  
以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第4号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第5号について、事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第5号「令和2年度の点検・評価及び令和3年度の目標・活動計画について」説明します。この内容については、農業委員会法により公表することとなっています。

令和2年4月1日現在の農業の概要としまして、耕地面積2,053ha、経営耕地面積は1,441ha、遊休農地面積は、42haとなっております。この耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入しております。

また、総農家数1,940戸。これは、農業センサスに基づく数字です。農業就業者数1,809人、内887人が女性となっており40歳以下は157人となっています。

次のページをご覧ください。担い手への集積については、担い手自体の高齢化や後継者問題などで規模拡大がなかなか進まない状態となっております。そのため、集積率は24.3%にとどまっています。また、令和2年度の集積目標530.0haに対し532.8haの実績達成率は100.5%。

つづいて、令和2年度の新規参入について、目標2経営体に対し、参入実績が1経営体。達成状況は50%となっております。

今後の目標としましては、引き続き相談会や綾川町の広報誌などで周知して行きたいと思っています。

遊休農地について、管内の農地面積は、2,095haの内、遊休農地は42haで割合としては2.0%です。

令和2年度目標の遊休農地の解消目標面積は4.0haで、解消実績は-5.0ha。達成状況としましては、-125.0%となっております。実際の解消面積は2.7haほどありましたが、新たに発生した面積が上回ったため、このような結果になっています。

違反転用の対応としましては、0.7haに対し0.6haの解消となっております。

普段からの調査に合わせて、農地利用状況調査の際にも調査をお願いします。

続いて、農地法等に関する事務の状況ですが、農地法3条に基づく許可事務の1年間の処理件数は55件。転用に関する事務、4条・5条関係ですが、66件となっております。

農地所有適格法人からの報告書の提出は、20法人に対し20法人となっております。

4. 情報の提供としましては、広報誌などの掲載やホームページにより公表しております。

続きまして、令和3年度の目標及び達成に向けた活動計画についてです。

令和3年4月1日現在の概要は、総農家数1,940戸農業就業者数1,809人認定業者数は、83経営体となっております。農家数及び農業者数については農林業センサスに基づく数値です。

担い手への集積については、集積率令和3年3月現在26.2%となっており、担い手自体の高齢化や

後継者問題などで規模拡大がなかなか進まない状態ですが、今年の新規集積面積目標を 570ha (+37.2 ha) としています。

新規参入目標は 2 経営体とし、広報活動を増やし新規参入の増加を図って行きたいと考えています。

遊休農地に関する措置ですが、管内の農地面積 2,078ha に対し遊休農地面積 47.0ha。2.3%です。令和 3 年度の目標は、解消面積 4.0ha とし、これは、農業委員、最適化推進委員一人当たり約 10a の解消を目指す考え方です。今年の調査実施時期は、8 月～9 月を予定しています。

最後のページになります。違反転用への対応ですが、令和 3 年 4 月現在、農地面積 2,031ha に対し 0.6ha。広報誌や農業委員会だよりによる周知や、毎月の現地調査に合わせての調査を行い早期に対応するとしています。先ほども申し上げましたが、農地利用状況調査の際にも調査をお願いします。

以上審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第 5 号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された第 1 号議案から第 5 号議案のうち、第 3 号議案の案件第 3 号・9 号・10 号及び、第 4 号議案の案件第 1 号から 13 号・17 号・18 号を除く案件について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第 2 回定例農業委員会を閉会いたします。

午前 10 時 55 分

閉会